

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 26 日 (金) 第 194 号 の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 1
- 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (※) (高齢者生き生き推進課取扱い) 1
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定め
る国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則 (※) (道路維持課取扱い) 4

公 告

- 一般競争入札公告 (3 件) (情報政策課取扱い) 4

規 則

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 7 号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則 (昭和 25 年鹿児島県規則第 123 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「、抑留中の犬の飼養管理及び返還手数料を添え」を削り、「により」を「に抑留中の犬の飼養管理及び返還手数料を添えて、保健所長に」に改める。

別記第 1 号様式中「印」を削る。

別記第 2 号様式表中「住所」を削る。

別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

.....

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 8 号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則 (平成 5 年鹿児島県規則第 37 号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「印」を削り、「別紙 1」を「別紙」に、

「主な職員の氏名及び経歴」を「主 な 職 員 の 氏 名」に改め、「別紙 2 のとおり」

を削り、 「 入所定員又は入居定員 」 を 「 入所定員、登録定員又は入居定員 」 に、

- 「1 条例、定款その他の基本約款 を「届出者の登記事項証明書又は条例」に改める。
- 2 収支予算書及び事業計画書 」

別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式中「印」を削る。

別記第 4 号様式中「印」を削り、

施 設 の 所 在 地	
施 設 の 地 理 的 状 況	別紙 1 のとおり

を

施 設 の 所 在 地	
-------------	--

に、「別紙 2」を「別紙 1」に、「別紙 3」を「別紙 2」に、「施設の長その他主な
職員の氏名及び経歴」

を「施設の長の氏名」に改め、「別紙 4 のとおり」を削り、

「2 土地及び建物に係る権利関係を明らかにする書類

3 市町村が当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあっては、その区
域を管轄する市町村の同意書

4 市町村以外の者にあっては、定款その他の基本約款

「2 市町村以外の者にあっては、届出者の登記事項証明書」に改
める。

別記第 5 号様式中「回」を削り、

経 営 主 体 名	
施 設 の 地 理 的 状 況	別紙 1 のとおり

を

経 営 主 体 名	
-----------	--

に、「別紙 2」を「別紙 1」に、「別紙 3」を「別紙 2」に、「別紙 4」を「別紙 3」に、
「別紙 5」を「別紙 4」に、「別紙 6」を「別紙 5」に、「別紙 7」を「別紙 6」に、「別紙
8」を「別紙 7」に、「別紙 9」を「別紙 8」に、「別紙 10」を「別紙 9」に、

「2 土地及び建物に係る権利関係を明らかにする書類

3 市町村が当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあっては、その区
域を管轄する市町村の同意書

4 経理の方針及び収支予算書

「2 地方独立行政法人にあっては、登記事項証明書」に改
める。

別記第 6 号様式中「印」を削り、

経 営 主 体 名	
施 設 の 地 理 的 状 況	別紙 1 のとおり

を

経 営 主 体 名	
-----------	--

に、「別紙 2」を「別紙 1」に、「別紙 3」を「別紙 2」に、「別紙 4」を「別紙 3」に、
「別紙 5」を「別紙 4」に、「別紙 6」を「別紙 5」に、「別紙 7」を「別紙 6」に、「別紙
8」を「別紙 7」に、「別紙 9」を「別紙 8」に、

--	--

施設の長その他主な 職員の氏名及び経歴	別紙10のとおり
資 産 の 状 況	別紙11のとおり

を

施設の長その他主な 職員の氏名及び経歴	別紙9のとおり
------------------------	---------

に、

- 「2 土地及び建物に係る権利関係を明らかにする書類
3 経理の方針及び収支予算書
4 定款その他の基本約款
5 施設を設置しようとする区域を管轄する市町村の意見書」
「2 申請者の登記事項証明書」に改める。
別記第7号様式中「印」を削る。

「関係書類

- 別記第8号様式中「印」及び
- 1 資産の状況を記載した書類及び処分方法
 - 2 養護老人ホーム等設置届又は設置認可指令書の写し
 - 3 国庫補助金及び県補助金に係る指令書の写し

を削る。

別記第9号様式中「印」を削る。

「関係書類

- 別記第10号様式中「印」及び
- 1 資産の状況を記載した書類及び処分方法
 - 2 養護老人ホーム等設置認可指令書の写し
 - 3 国庫補助金及び県補助金に係る指令書の写し

別記第11号様式中「印」を削る。

別記第12号様式中「印」を削り、

市場調査等による 入所者の見込み	別紙4のとおり
職員の配置の計画	別紙5のとおり
医療施設との連携の 内 容	別紙6のとおり

を

職員の配置の計画	別紙4のとおり
----------	---------

に、「別紙7」を「別紙5」に、「別紙8」を「別紙6」に、「条例、定款その他の基本約款」を「届出者の登記事項証明書又は条例等」に、

- 「5 入居契約書」を
「5 入居一時金について保全措置を講じたことを証する書類
6 入居契約書及び施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居に
契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書」

改める。

別記第13号様式中「印」を削り、「第29条第2項前段」を「第29条第2項」に改める。

別記第14号様式中「印」を削り、「第29条第2項後段」を「第29条第3項」に改める。

別記第15号様式及び別記第16号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第9号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則（平成21年鹿児島県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表阿久根市の項の次に次のように加える。

出水市	出水停車場線	維持及び修繕のうち 除草及び植栽物の管理
	沖田新蔵線（国道447号との交点から出水市昭和町31番地1地先までの区間に限る。）	

第2条の表に次のように加える。

知名町	下平川内城線	維持及び修繕のうち 除草及び植栽物の管理
-----	--------	-------------------------

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
仮想化基盤の賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間

令和4年3月1日から令和10年2月29日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
令和3年3月26日から同年4月23日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県企画部情報政策課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
令和3年5月13日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）。
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和3年5月14日午後2時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎地下1階）予備室B1-B-1
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の掲載場所及び掲載期間
㊦ 掲載場所 鹿児島県ホームページ(<https://www.pref.kagoshima.jp/>)において掲載する。
㊧ 掲載期間 令和3年3月26日から同年4月16日午後5時まで
- 5 契約条項を示す場所及び期間
4の(6)のイに同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県企画部情報政策課情報ネットワーク係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2393

ファックス番号 099-286-5527

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

Lease of virtualization base: 1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 13 May 2021

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Information Policy Division

Planning Department

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-2393

FAX 099-286-5527

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等の名称及び数量

行政情報ネットワーク（統合型認証システム）の賃貸借 一式

(2) 借入れをする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

令和4年3月1日から令和10年2月29日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

- (3) 申請書類の受付期間
令和 3 年 3 月 26 日から同年 4 月 19 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県企画部情報政策課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
令和 3 年 5 月 17 日午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和 3 年 5 月 18 日午後 2 時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎地下 1 階）予備室 B 1-B-1
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の掲載場所及び掲載期間
㊦ 掲載場所 鹿児島県ホームページ(<https://www.pref.kagoshima.jp/>)において掲載する。
㊧ 掲載期間 令和 3 年 3 月 26 日から同年 4 月 19 日午後 5 時まで
- 5 契約条項を示す場所及び期間
4 の(6)のイに同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 8 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県企画部情報政策課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2393
ファックス番号 099-286-5527

13 その他

この調達は，世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Lease of administrative information network(integrated authentication system): 1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 17 May 2021
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Information Policy Division
Planning Department
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-2393
FAX 099-286-5527

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，物品等の借入れについて，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
文書管理システムの賃貸借 一式

- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間
令和4年3月1日から令和10年2月29日まで
なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和3年3月26日から同年4月30日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の提出場所
鹿児島県企画部情報政策課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
 - (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和3年5月20日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年5月21日午後2時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎地下1階）予備室B 1－B－1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の掲載場所及び掲載期間

(ア) 掲載場所 鹿児島県ホームページ(<https://www.pref.kagoshima.jp/>)において掲載する。

(イ) 掲載期間 令和3年3月26日から同年4月21日午後5時まで

5 契約条項を示す場所及び期間

4の(6)のイに同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県企画部情報政策課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2393
ファックス番号 099-286-5527

13 その他

この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Lease of document management system: 1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 20 May 2021
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Information Policy Division
Planning Department
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-2393
FAX 099-286-5527